

市では、冬期における安全で安心な道路の通行を確保するため、迅速な道路除雪の実施に努めています。

作業を安全かつスムーズに実施するため、みなさまのご協力をお願いいたします。



～ 道路除雪にご協力をお願いします ～

除雪に関するお願い



◆道路にはみ出す恐れのある樹木等の伐採◆

雪の重みで倒れて道路にはみ出すおそれのある樹木、竹、庭木などは、積雪前に所有者で伐採、せん定をお願いします。

◆路上駐車はしない◆

路上駐車は、除雪作業効率の低下を招くうえ、車に傷をつけるおそれがありますので、やめてください。

◆道路に雪を出さない◆

道路に雪を出す「道幅が狭くなる」「路面が凹凸になる」など、通行の妨げになりますので、道路に雪を出さないでください。

◆除雪車に近づかない◆

除雪作業は、危険を伴うことともあるため、除雪車には絶対に近づかないでください。

除雪をする道路は？

市は、幹線道路を中心に、「緊急除雪路線」、「重要除雪路線」、「一般除雪路線」を定めており、概ねこの順序で除雪を行います。

また、自宅周辺の身近な生活道路は、地域での除雪にご協力をお願いします。



どれくらいの積雪で除雪するの？

除雪作業は、15cmを超える積雪から開始します。なお、マンホールの損傷を防ぐため、5cm程度残して除雪します。

除雪作業はいつするの？

早朝から作業を開始し、できるだけ早い時間に終わるよう努めます。なお、夜間は安全性を考慮し、原則行いません。



大雪時には不要不急の外出は控えましょう



【道路除雪に関するおたすね】

道路河川維持課 ☎21-6564
道路河川維持課 平田分室 ☎63-5537

道路河川維持課 佐田分室 ☎84-0116
道路河川維持課 斐川分室 ☎73-9130

出雲市 道路除雪 検索



※除雪に関するホームページへは「出雲市 道路除雪」で検索していただくか、スマートフォン用QRコードをご利用ください。

道路沿いの樹木管理に関するお願い



道路上に倒れる危険な樹木の伐採について

山林等の樹木が、道路上に倒れたり、枝などが張り出したりすると、通行の支障となり、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

特に冬の時期は、積雪の重みにより樹木や竹が倒れる危険性が高まります。

道路へ倒れる危険性のある樹木や枯れ木については、定期的に巡回し、所有者において伐採などの適切な管理をお願いします。

なお、緊急時は、道路管理者により、やむを得ず、倒れた樹木や支障枝を伐採することがありますので、ご了承ください。

作業時の注意事項

電線や電話線がある場所での伐採作業は、危険を伴う場合がありますので、事前に各電線管理者に連絡をしたうえで実施してください。

道路上へ倒れた樹木、竹などを発見した場合は、道路河川維持課までご連絡ください。

おたすね／道路河川維持課 ☎21-6564

事業用家屋・償却資産の固定資産税等が軽減できます

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等は令和3年度固定資産税及び都市計画税の軽減を受けることができます。軽減を受けるためには、申告書の提出が必要です。

対象事業者

以下の①と②の両方に該当する事業者が対象です。

- ①個人：常時使用する従業員数が1,000人以下
法人：資本金の額または出資金の額が1億円以下
資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員数が1,000人以下
- ②令和2年2月から10月までの間における連続する3か月の期間の事業収入が前年の同時期と比較して30パーセント以上減少している

減額の対象

- ・事業用家屋に対する令和3年度（2021）の固定資産税・都市計画税
- ・償却資産に対する令和3年度（2021）の固定資産税

減額の割合

令和2年2月から10月までの間における連続する3か月間の事業収入の対前年同時期減少率	減額の割合
30%以上50%未満減少	2分の1
50%以上減少	全額

申告期間

令和3年(2021)1月4日(月)～2月1日(月)必着
提出書類や制度の詳細などについては市ホームページをご覧ください。

おたすね／資産税課 ☎21-6820